

宮古市蓄電池システム導入促進費補助金交付要綱

令和3年10月1日

告示第161号

改正 令和4年3月31日 告示99号

改正 令和5年3月31日 告示70号

(趣旨)

第1条 この告示は、再生可能エネルギーの積極的な活用による地球温暖化対策の推進及び災害対応力の強化を図るため、蓄電池システム（以下「蓄電池システム」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、宮古市補助金交付規則（平成17年宮古市規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象システム)

第2条 補助金の交付対象は、次の要件を全て満たす蓄電池システムとする。

- (1) 蓄電池及びパワーコンディショナーにより一体的に構成されたシステムで、住宅用太陽光発電システムと接続していること。
- (2) 設置された場所に固定されていること。
- (3) システム設置の際、未使用品であること。
- (4) 宮古市内に本店、支店、営業所等を有する販売店又は施工業者により設置されたものであること。
- (5) この告示又は他の制度による補助金等の交付を受けていないシステムであること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市税を滞納していない者とする。

- (1) 自らが居住する市内の戸建て住宅に蓄電池システムを新たに設置した者
- (2) 蓄電池システムが設置された市内の建売住宅を購入し、自らが居住している者
- (3) 事業の用に供する市内の施設等に蓄電池システムを新たに設置した法人又は団体

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、蓄電池の定格容量（キロワットアワーで表した容量をいう。）3万円を乗じて得た額とし、20万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 規則第4条の規定による申請書の様式は、宮古市蓄電池システム導入促進費補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書は、太陽光発電システムと接続した日から3月以内に、次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 蓄電池システムを設置した住宅等の位置図
- (2) 蓄電池システムの設置に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書又は住宅売買契約書の写し
- (3) 蓄電池システムを構成する機器の型式及び容量が確認できる書類の写し
- (4) 蓄電池システムの設置状況を確認できる写真

- (5) 蓄電池システムの設置に要した経費に係る領収書の写し
- (6) 蓄電池システム・太陽光発電システム接続申出書（様式第2号）
- (7) その他市長が必要と認める書類
（交付の決定通知等）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは宮古市蓄電池システム導入促進費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、不交付を決定したときは宮古市蓄電池システム導入促進費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、補助金の交付を受けようとする者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 規則第16条の規定による請求書の様式は、宮古市蓄電池システム導入促進費補助金交付請求書（様式第5号）によるものとする。

（処分の制限）

第8条 補助金の交付を受けた者は、蓄電池システムの法定耐用年数の期間内において、当該蓄電池システムを処分しようとするときは、あらかじめ宮古市蓄電池システム導入促進費補助に係るシステムの財産処分承認申請書（様式第6号）により処分の申請を行い、市長の承認を得なければならない。

（決定の取消し）

第9条 市長は、規則第17条に規定するもののほか、補助事業を行う者が前条に規定する期間内に市長の承認を受けずに当該蓄電池システムを処分したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（協力）

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて、自家消費電力量等の情報の提供その他の協力を求めることができる。

（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日の前日までに設置した住宅用蓄電池システムに係る第5条第2項の規定の適用については、同項中「住宅用太陽光発電システムと接続した日から3月以内」とあるのは、「令和4年1月31日まで」とする。

附 則

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の宮古市蓄電池システム導入促進費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に設置された蓄電池システムについて適用し、同日前に設置した発電システムについては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の宮古市蓄電池システム導入促進費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に工事請負契約又は住宅売買契約を締結する蓄電池システムに

ついて適用し、同日前に工事請負契約又は住宅売買契約を締結した蓄電池システムについては、なお、従前の例による。

様式第 1 号（第 5 条関係）

宮古市蓄電池システム導入促進費補助金交付申請書

年 月 日

宮古市長 あて

住所

氏名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、その名称〕
及び代表者の職並びに氏名

宮古市蓄電池システム導入促進費補助金の交付を受けたいので、宮古市蓄電池システム導入促進費補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

蓄電池システムの設置場所	宮古市
太陽光発電システムとの接続開始日	年 月 日
蓄電地の定格容量	kWh
設置に要した経費（税抜き）	円
補助金交付申請額	円
蓄電池システムを設置した建物等の種別	<input type="checkbox"/> 1 住宅等の新築に併せてシステムを設置 <input type="checkbox"/> 2 住宅等を購入し、システムを設置 <input type="checkbox"/> 3 システムが設置された住宅等を購入 <input type="checkbox"/> 4 既存の住宅等にシステムを設置
工事施工業者（住所・名称）	

この補助金の交付の決定にあたり、納税担当課で保有する市税の納付状況に係る情報について、この補助金担当課の職員が確認することに同意します。

氏名 _____

添付書類

- 1 蓄電池システムを設置した住宅等の位置図
- 2 蓄電池システムの設置に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書又は住宅売買契約書の写し
- 3 蓄電池システムを構成する機器の型式及び容量が確認できる書類の写し
- 4 蓄電池システムの設置状況を確認できる写真
- 5 蓄電池システムの設置に要した経費に係る領収書の写し
- 6 蓄電池システム・太陽光発電システム接続申出書（様式第 2 号）

注 「補助金交付申請額」は、蓄電池の定格容量に 3 万円を乗じて得た額（上限 20 万円。1,000 円未満切り捨て。）

様式第 2 号（第 5 条関係）

蓄電池システム・太陽光発電システム接続申出書

年 月 日

宮古市長 あて

申請者 住所

氏名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、その名称
及び代表者の職並びに氏名〕

蓄電池システムと太陽光発電システムが、次のとおり接続していることを申し出ます。

◆接続した太陽光発電システム

太陽光発電システム設置場所	宮古市
電力受給契約確認書に記載された 受給開始日	年 月 日
太陽電池の最大出力合計値	. k W (小数点第 3 位を切り捨て)
施工業者 (住所・名称)	

上記の太陽光発電システムと蓄電池システムが
「 年 月 日」に接続したことを証明します。

年 月 日
施工業者 (名称)
(代表者名)

注) 宮古市蓄電池システム導入促進費補助金交付申請書に添付してください。

様式第3号（第6条関係）

宮古市指令 第 号

住所
氏名

宮古市蓄電池システム導入促進費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった宮古市蓄電池システム導入促進費補助金に対し、宮古市蓄電池システム導入促進費補助金交付要綱第6条の規定により宮古市蓄電池システム導入促進費補助金 円を交付することに決定したので、次の条件を付して通知します。

年 月 日

宮古市長

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

宮古市長

宮古市蓄電池システム導入促進費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった宮古市蓄電池システム導入促進費補助金の
交付について、次の理由により補助金を交付しないことに決定したので、宮古市蓄電池シ
ステム導入促進費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

理由

様式第5号（第7条関係）

宮古市蓄電池システム導入促進費補助金交付請求書

年 月 日

宮古市長 あて

住所

氏名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、その名称〕
及び代表者の職並びに氏名

年 月 日付け宮古市指令 第 号で補助金の交付決定の通知のあつた宮古市蓄電池システム導入促進費補助金について、宮古市蓄電池システム導入促進費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金の交付を請求します。

1 請求金額 金 円

2 補助金の振込先

(1) 金融機関名

(2) 支店名

(3) 預金種類 普通・当座・貯蓄・その他 ()

(4) 口座番号

(フリガナ)

(5) 口座名義

様式第6号（第8条関係）

宮古市蓄電池システム導入促進費補助に係るシステムの財産処分承認申請書

宮古市長 あて

宮古市蓄電池システム導入促進費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり財産処分の承認を申請します。

記

- 1 交付決定番号：
- 2 処分の方法：
- 3 処分の理由：
- 4 処分の時期：

年 月 日

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

〔法人その他の団体にあつては、その名称
及び代表者の職並びに氏名〕